

論文の内容の要旨

論文題目 平安朝の漢詩と「法」 文人貴族の貴族制構想の成立と挫折

氏名 桑原朝子

本論文の目的は、9世紀を中心とする平安前期の漢詩文学と「法」に表れた変化の分析を通じて、その双方に深く関わる文人貴族の意識構造とそれに支えられた支配体制構想を解明し、結局は挫折を余儀なくされた彼らの試みの中に、10世紀以降に現実に成立したいわゆる摂関体制とは異質な、しかしむしろ真の貴族制というべき体制へ、と発展する可能性が存在したことを論証することにある。

平安前期は長らく律令制の崩壊過程と片付けられてきたが、近年の日唐律令制比較研究は、この時代に、律令と並んで中国の国制を支えている礼の導入等を含む、広義の律令制の本格的な継受が行われたことを解明している。しかし、これらの先行研究が、一方で摂関期をも平安前期の律令制継受の延長線上に捉え、貴族制という概念を十分に吟味しないまま、「貴族制」的要素を持つとされる隋・唐の律令制と摂関期の「貴族制」とを一直線に結び付けていることには賛同できない。本論文は、貴族のメルクマールとして、血統よりも能力や精神の「貴さ」を重視する立場の存在に着目するが、その観点によると、同じく貴族制といっても、両者の間には、その内実において非常な差異があるからである。隋・唐の体制をモデルとし、そこに含まれる貴族制的要素、とりわけメリトクラシーへの指向を、社会構造の異なる日本において最大限活かす形で新体制を構築しようと試みたのは、摂関期の貴族ではなく、中国の歴史と詩文を知的基盤とする平安前期の文人貴族、なかんずく菅原道真だったのであり、彼の構想の実現可能性が潰えた時から、日本は中国とは決定的に異なる途を歩み始めたと考えるべきではなかろうか。

以上の見通しの下に、本論文は、菅原道真が目指した真の 貴族制 の成立を決めるメルクマールにも関わる漢詩と「法」について、両者の関係を意識しつつ、それぞれの変化を通

時的に分析するという手法を採ることとし、まず、第一章では、文人貴族が政治の場において活躍を始める弘仁年間（810～824）から貞観年間（859～877）まで、すなわち菅原道真以前の漢詩文学を取り上げて受け手ごとに分析し、当時の宮廷社会の構造の解明を試みた。古代日本の貴族制の形成過程においては、貴族と在地社会との関係ではなく、貴族と君主との関係の構築、換言すれば宮廷社会の形成が先に目指され、そのために極めて重要な役割を果たしたのが漢詩であったからである。もっとも、詩といっても、弘仁・天長期の作品は、概して六朝・初唐詩の表面的な模倣に過ぎないものであったが、君主と貴族との個人的な関係の構築手段としての意味は持っており、それらによって君主権の強化が図られ、求心的な宮廷社会が成立する。

承和期（834～848）に入ると、唐より白居易の詩が渡来し、文人貴族の詩の中に、これをモデルとした、自分自身の視点で自己と他者との亀裂を詠い上げる真の抒情詩が現れるようになる。彼らはこうした詩を通じて、君主との間に、従来単なるパトロン・クライアント関係とは異なる、距離をとった関係を築きあげ、宮廷社会の構造を変化させてゆく。

また、当時、漢詩は、宮廷社会とその外部、例えば渤海等の他国や仏教界との関係の構築においても決定的な意義を持っていた。こうした外部との折衝を主に担当していた文人貴族は、それを通じて視野を広げ、宮廷社会を相対化する視点を得るとともに、そこで生じた文人としての個人的な感情と宮廷社会の構成員としての立場との間のギャップを自覚し始める。この自覚は上記のような詩の変化を促す大きな一因になったと思われる。

この漢詩文学の変化を念頭に置きつつ、第二章では、同時期の代表的な「法」で律令を補充・変改する役割を果たした「格」を取り上げて編年順に検討し、そこに表れた官人達の法意識の変化と、中央貴族と在地社会の関係の変化を分析した。その結果、承和後期、すなわち文人貴族の漢詩に劇的な変化が表れて間もない頃に、格の発議主体の中心が君主や上級貴族から文人貴族層と重なる地方官等に移行し、その文体も、弘仁・天長期によく見られた装飾過剰の四六駢儷体にかわって平易で明晰なものとなり、貞観期にはさらに厳密に選び抜かれた言葉で問題を定式化するようになることが明らかになった。このことは、「法」が、文化的威力を示して圧倒し受け手の批判を封じ込めるものから、受け手側の吟味・批判の可能性を開くものになったこと、そしてその変化が、承和期以降の文人貴族が詩作を通じて培っていった、言語を精密に使い分ける感覚や自分自身の視点で物事を見るという態度に支えられていたことを示していると考えられる。

このように文人貴族は「法」の分野でもその変化をリードしていたが、その存在は中央と在地社会との関係の構築においても特別の意義を持ったと考えられる。9世紀初頭には、天皇が国司を通じて一元的に全国を支配するという律令の方針に反して在地に直接進出する「王臣家」等が目立つようになり、中央の政治の場に彼らと在地社会との間の個人的な利害関係が流入する危険が高まるが、それを阻止するためにとられた対策が、儒教の民本主義や徳治主義の思想を身につけた文人貴族等を国司に登用し在地支配を一任するというものであった。しかし、9世紀半ば以降、「院宮王臣家」等が在地社会の内部の富豪層と個人的に

結託し、税として中央に送られるべき利益を横奪するまでに事態が深刻化すると、在地社会の内部にまで入り込まないこうした「良吏」では、もはや対処できなくなる。彼らの下で徴税にあたる郡司の統制策もとられるが、当時の郡司は一定地域に排他的な支配力を及ぼせる存在ではなかったため、この政策も失敗し、9世紀末には、問題の根本的な解決は放棄し、在地支配を統轄する国司の長(受領)を通じてただ一定量の税を中央に確保することだけを目指す策がとられるようになる。

こうした状況下で、それまでの文人貴族の意識変化を受け継ぎながら新たな体制を構築し事態を打開しようと試みたのが、菅原道真(845~903)と三善清行(847~918)であり、第三章では、この両者の相違に着目しつつ各々の体制構想の再構成を行った。主としてその漢詩から窺える、道真の構想した新体制とは、支配層を、中央で政治に携わる貴族と在地支配に直接携わる受領とに截然と分けた上、前者に儒家かつ詩人であり高度な法解釈能力を持った者という厳しい要件を課す、二階層の貴族制であった。この構想の特徴は、貴族を詩人に限ることと二階層の切断にあるが、その背後には中央の政治が権力者の恣意や在地社会との間の個人的な利害関係に直接左右されることを防ごうとする意図があった。しかし、政治の場と在地社会とを一旦切断した以上、これを再び慎重に繋ぎ直さなければ、貴族が在地社会を統制することはできない。道真は切断に気を遣うあまり、その後在地社会との間に新たな関係を構築し直すことについては十分な案を示しえなかった。

これに対し、三善清行は、道真のような二階層制をとらず、また詩人の意義も重視しなかった。その散文からは、清行が、受領を中央の政治の場にも参加させその意見を聞くことによって、中央財政の再建を第一に図ろうとしたことが窺える。しかし、自ら撰関家に取り入って昇進した経歴を持つ彼は、受領の権限強化を試みる一方で、在地富豪層と中央貴族の結託のみならず、受領自身が血統貴族や在地富豪層との間に個人的な利害に基づく関係を持つことさえ黙認してしまった。その結果、受領の在地支配を血統貴族の介入から守ることができなくなり、血統貴族とは異なる視点を持つ受領を政治に参加させるというその構想の意味は空洞化することとなる。

結局、10世紀に成立したのは、両者の構想とはおよそ異なる、君主と姻戚関係が近い血統貴族が個人の能力にかかわらず高位高官を占めるという体制であり、この特異な貴族制とそれに結び付いた文化のあり方が、その後の日本を強く規定してゆく。第四章で検討した、撰関期の漢詩と「法」、貴族の日記や遺誡等からは、総じて当時の貴族達が、とりわけ詩作によって培われる、物事から距離をとり自分自身で判断するという能力を有しておらず、また身の回りのごく狭い範囲の事柄にしか関心を向けなくなっていることが読み取れる。彼らは、在地社会との間に個別的な利害関係を網目のごとく張り巡らせてゆく一方で、在地支配全体を統制することはできなくなり、中央の「政治」は、在地社会の「現実」との緊張関係を欠いたまま進められてゆくことになる。

かくして政治の場においてはもはや道真や清行の構想を受け継ぐ者はなくなったが、この体制下においても、彼らの構想を支えた意識構造が完全に消滅してしまっただけではなかつ

た。政治とは一見かけ離れている仮名文学の『源氏物語』の中には、道真の詩に表れていた、創作された文学の中に非常な価値を認め、これこそが政治を支えるのに不可欠であるとする考え方が、はっきりと見て取れる。また、道真の怨霊を祀る天神信仰が未曾有の勢いで展開してゆくことも、その意識構造が潜在的に継承された証であると思われる。道真を頂点とする平安前期の文人貴族の意識構造は、摂関期の貴族制と結び付いた日本の「文化的伝統」の裏側に隠れた形ではあるが、これに対抗するもう一つの「伝統」として引き継がれていったのである。